

最高裁秘書第3232号

令和3年10月27日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書不開示通知書

令和2年12月21日付け（同月24日受付、第020803号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

別添司法行政文書開示申出書写しに記載された文書のうち、本日付け司法行政文書開示通知書（最高裁秘書第3231号）記1の各文書を除く文書（片面で2枚）

2 開示しないこととした理由

1の文書には、公にすることにより裁判所の情報セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、この文書は、全体として行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、開示しないこととした。

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

司法行政文書開示請求書(3)

令和2年12月21日

最高裁判所事務総局秘書課文書開示第二係 御中

〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目7番3号 冠山ビル3階

林弘法律事務所 弁護士山中理司

電話:06-6364-8525

FAX:06-6364-4816



下記のとおり司法行政文書の開示を請求します。

記

1 司法行政文書の名称等

73期判事補採用内定者に送付した事務手続の説明文書(例えば、(a)提出書面の一覧表、(b)辞令交付式当日に必要なもの、(c)辞令交付式のご案内、(d)赴任旅費等事前調査票、(e)制服サイズ申告書、(f)壮行会の案内文書、(g)新任判事補研修の案内文書、(h)宿舎事務担当者名簿を含むものの、これらに限られない。)

2 求める開示の実施の方法

写しの送付を希望します。

最高裁秘書第3231号

令和3年10月27日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和2年12月21日付け（同月24日受付、第020803号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称

- (1) 「辞令交付式のお知らせ」と題する文書（片面で1枚）
- (2) 「送付書面と提出書面等」と題する文書（片面で1枚）
- (3) 令和2年12月23日付け最高裁判所事務総局情報政策課「裁判所の情報セキュリティについて」（片面で2枚）
- (4) 裁判所の情報セキュリティポリシーの要点（裁判官用）（片面で4枚）
- (5) 「情報セキュリティのルール（裁判官）」と題する文書（片面で1枚）
- (6) 令和2年12月23日付け最高裁判所人事局任用課実施係「旧姓使用の申出について」（片面で2枚）
- (7) 旧姓使用申出書（片面で1枚）
- (8) 「令和2年度新任判事補研修について」と題する文書（片面で2枚）
- (9) 令和2年12月23日付け司法研修所事務局長事務連絡「令和2年度新任判事補研修について」（片面で3枚）

- (10) 「入寮希望の提出等について（全員提出・期限厳守）」と題する文書（片面で2枚）
- (11) 司研別館ガイド（片面で14枚）
- (12) 令和2年12月23日付け司法研修所第一部教官室「研修参加に当たって」（片面で3枚）
- (13) 令和2年12月23日付け司法研修所事務局企画第一課依頼「メールアドレスの届出について」（片面で1枚）
- (14) 「赴任旅費及び研修旅費の支給について」と題する文書（片面で2枚）
- (15) 「赴任旅費等事前調査票」と題する文書（記載例を含む。）（片面で2枚）
- (16) 「赴任結果連絡票」と題する文書（記載例）（片面で4枚）
- (17) 「移転料（いわゆる引越代金）支給の概要」と題する文書（片面で2枚）
- (18) 移転料ハンドブック（Ver. 1.0）（片面で14枚）
- (19) 移転料の支給に関するQ & A（Ver. 3.0）（片面で11枚）
- (20) 「裁判官制服について」と題する文書（片面で2枚）
- (21) 「新任判事補裁判官制服サイズ申告書」と題する文書（片面で1枚）
- (22) 「宿舎事務担当者名簿」と題する文書（片面で3枚）
- (23) 令和3年1月6日付け司法研修所第一部教官室「令和2年度新任判事補研修について」（片面で2枚）
- (24) 令和3年1月13日付け司法研修所事務局長事務連絡「令和2年度新任判事補研修の実施方法の変更について」（片面で2枚）
- (25) 令和3年1月13日付け司法研修所第一部教官室「令和2年度新任判事補研修について」（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

- (1) 1の(2)から(5)までの各文書には、公にすることにより裁判所の情報セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、こ

の情報が記載されている部分を開示しないこととした。

- (2) 1の(8)の文書には、公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（電話番号）及び公にすることにより裁判所の情報セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
- (3) 1の(9)の文書には、公にすることにより庁舎管理事務及び警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。
- (4) 1の(10)の文書には、個人識別情報（メールアドレス等）、公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（メールアドレス等及びファクシミリ番号）並びに公にすることにより庁舎管理事務及び警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
- (5) 1の(11)の文書には、公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（電話番号及び内線番号）、公にすることにより庁舎管理事務及び警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（構内略図、フロア図等）並びに公にすることにより裁判所の情報セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
- (6) 1の(12)及び(23)の各文書には、公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（電話番号）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、この情報

が記載されている部分を開示しないこととした。

- (7) 1 の(13)の文書には、個人識別情報（メールアドレス等）、公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（メールアドレス等及び電話番号）及び公にすることにより裁判所の情報セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがある情報（パスワード等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
- (8) 1 の(22)の文書には、個人識別情報（電話番号及び内線番号）及び公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（電話番号及び内線番号）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
- (9) 1 の(24)の文書には、公にすることにより裁判所の情報セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがある情報（ウェブ会議用アプリケーション名）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法等

(1) 実施の方法

1 の各文書の閲覧及び謄写

(2) 閲覧の場所

最高裁判所事務総局秘書課

(3) 開示の実施期間

令和3年10月28日から同年11月11日まで（土、日、祝日を除く。）
の午前9時から午後5時まで（午後零時15分から午後1時までを除く。）
ただし、謄写する場合の謄写室利用時間は午後4時45分まで

※ 一般来庁者用の駐車場がありませんので、お車での来庁はご遠慮ください。

担当課 秘書課（文書室）電話 03（3264）5652（直通）